

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	付託 委員会	議決 委員会	本院 議決	衆議院 付託 委員会	議決 委員会	本院 議決	備考
22	石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案		五七、二九	受領 五七、三一二	付託(予) 五七、三一	可決 五七、三三〇	可決 五七、三三二	付託(予) 五七、二九	可決 五七、三一	可決 五七、三一二	
23	臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案		二九	受領 四二	付託(予) 二九	可決 四二三	可決 四二四	付託(予) 二九	可決 四一	可決 四二	
24	機械類信用保険法の一部を改正する法律案		二九	受領 三二六	付託(予) 三一	可決 四八	可決 四九	付託(予) 二九	可決 三四	可決 三二六	
25	炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案		二九	受領 三一二	付託(予) 二九	可決 三三〇	可決 三三二	特炭対策委 二九	可決 三一	可決 三二二	
41	アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案		二二	受領 四二	付託 四三	可決 四二〇	可決 四二三	付託 三六	可決 三三一	可決 四二	
55	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案		三二	受領 四八	付託(予) 三二	可決 四三二	可決 四三三	付託 三二	可決 四七	可決 四八	
56	小規模企業共済法の一部を改正する法律案		三二	受領 四八	付託(予) 三二	可決 四三二	可決 四三三	付託 三二	可決 四七	可決 四八	
78	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案		四二〇	受領 五一四	付託 六三	可決 七六	可決 七九	付託 四二〇	修正 四二八	修正 五一四	

本院議員提出法律案（二件）

第九十四回国 第七回	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決 未了	衆議院 付委員会 託議決 了	備考
		下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	市川止一君 外(五、六、四、九)名					

衆議院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ 提出月日	参議院 付委員会 託議決 可決	衆議院 付委員会 託議決 可決	備考
10	武器等の輸出の禁止等に関する法律案	清水勇君 外(五、七、三、二、五)名	五、三、二、六		五、三、二、六 (予)	五、三、二、六 未了	
19	武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する法律案	渡辺貢君 外(四、二、八)名	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	
20	大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律案	小林政子君 外(四、二、八)名	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	
23	訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	北側義一君 外(四、三、〇)名	五、四		五、四 (予)	五、四 未了	
27	深海底鉱業暫定措置法案	商工委員長 (五、二、四)	五、二、四	五、七、五、二、四	五、二、四 (予)	五、七、七、六 可決	五、七、五、二、四 可決

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出

三、 一二 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、我が国石炭鉱業を合理化し、石炭企業経営の健全化を図るとともに、石炭企業の經理の適正化、産炭地域における中小企業者の資金融通の円滑化等を図る必要がなお存続している現状にかんがみ、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業經理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の廃止するとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長するとともに、石炭鉱業合理化臨時措置法に規定する石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区

域等における石炭の掘採の制限の緩和等の措置を講じようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は、石炭対策を一層推進するため、石炭鉱業合理化臨時措置法、石炭鉱業經理規制臨時措置法、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律及び石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法が廃止されるものとする期限を、それぞれ昭和六十二年三月三十一日まで五年間延長するとともに、新エネルギー総合開発機構による電力用炭の購入及び販売の業務の廃止、重複鉱区がある場合の鉱区消滅区域における石炭の掘採の制限の緩和などの措置を講じようとするものであります。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は、同法の廃止期限を同じく五年間延長しようとするものであります。

商工委員会におきましては、両案について参考人の意見を聴取するとともに、総合エネルギー政策における国内炭の位置づけ、新鉱開発の可能性、北炭夕張新鉱の再建問題などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、対馬委員より、日本社会党を代表して、新エネルギー総合開発機構の業務に被災者救出等交付金の交付業務を加えることなどを内容とする石炭合理化法等改正案に対する修正案が提出され、安倍通商産業大臣から、政府は修正案に反対である旨の意見が表明されました。

次に、両法案に対する討論に入り、石炭合理化法等改正案について、日本社会党村田理事より、原案反対、修正案賛成、自由民主党・自由国民会議野呂田理事より、原案賛成、修正案反対、日本共産党市川理事より、原案、修正案いずれも反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、対馬君提出の修正案は賛成少数をもって否決され、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案は多数をもって、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いずれも原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）（衆議院送付）

五七、二、九 内閣提出

四、二 衆可決

四、一四 参可決

要旨

本法律案は、石炭及び亜炭の採掘により生じた鉱害が現在もなお相当量累積していること及び鉱害の賠償を担保するための積立金制度等をなお存続させる必要があることにかんがみ、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止するものとされる期限を昭和六十七年七月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、両法律の主な内容は次のとおりである。

臨時石炭鉱害復旧法

一、通商産業大臣は、鉱害の計画的かつ効率的な復旧に資するため鉱害復旧長期計画を定める。

二、石炭鉱害事業団は、毎事業年度において復旧工事に着手することが必要かつ適当であると認められる地区について復旧基本計画を作成し通商産業大臣の認可をうける。

三、賠償義務者、石炭鉱害事業団、地方公共団体等は、復旧基本計画に基づき復旧工事を実施する。

四、復旧費の負担については、賠償義務者からの納付金に加え国及び都道府県が一定割合を補助するほか、賠償義務者が無資力・不存在等の場合は国及び県等で負担する。

石炭鉱害賠償等臨時措置法

一、鉱業権者又は租鉱権者は、毎年度石炭採掘による既発生及び将来発生の鉱害賠償費用の二分の一相当額を石炭鉱害事業団に積み立てる。

二、鉱害賠償をめぐる紛争を処理するため地方鉱業協議会に裁定委員会を設ける。

三、石炭鉱害事業団の組織・業務等に関する事項を定める。

委員長報告

ただいま議題となりました臨時石炭鉱害復旧法及び石炭

鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、現在なお復旧すべき累積鉱害が相当量存在している実情にかんがみ、鉱害復旧の促進と鉱害賠償の円滑化を図るため、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が廃止するものとされる期限をそれぞれ昭和六十七年七月三十一日まで十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、鉱害復旧の実績と見通し、法律の期限延長を十年間とした理由、鉱害賠償資金の貸付条件等の諸点、並びに石炭政策、エネルギー政策全般についての質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、村田理事より、各派共同提案による鉱害復旧長期計画の速やかな見直し等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）
（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出
三、二六 衆可決
四、 九 参可決

要旨

本案は、中小企業が経営管理の合理化を図るために必要とするコンピュータのプログラムの入手、利用を容易にするとともに、ソフトウェア業の発展を促進するため、プログラム信用保険制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、目的の改正
法律の目的に中小企業の経営管理の合理化及びソフトウェア業の振興を加えること。
- 二、定義の改正
「割賦販売契約」、「購入資金借入保証契約」及び「リ

ース契約」の定義規定にプログラムに係る取引を加えるとともに、「第一種機械類」及び「第二種機械類」の定義規定にプログラムを加える等定義規定の整備を行うこと。

三、保険契約者の追加

割賦販売契約等に係る保険契約の相手方として、プログラムの作成の事業を行う者等を加えること。

委員長報告

ただいま議題となりました機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業の経営管理の合理化を図るために必要とされるコンピュータのプログラムの入手、利用を容易にするとともに、ソフトウェア業の発展を促進するため、新たにプログラムに係る割賦販売契約、リース契約等による取引について、政府が信用保険を行う制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、ソフトウェアに関する権利保護、情報処理業界における要員派遣と労務管理、ソフトウェア

流通振興対策、データ通信回線利用制度等の諸問題にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）

五七、 二、 九 内閣提出

三、 一二 衆可決

三、 三一 参可決

要旨

本法律案は、炭鉱離職者が一定の地域においてなお発生している現状にかんがみ、炭鉱離職者臨時措置法の廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、炭鉱離職者臨時措置法の主な内容は次のとおりで

ある。

- 一、石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者で一定の要件を備えた者に炭鉱離職者求職手帳を発給する。
- 二、手帳の発給を受けた者に対し就職指導を行い、就職促進手当を支給する。
- 三、雇用促進事業団は他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給する等の援護業務を行う。

委員長報告

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の

委員長報告参照

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案（閣法第四一号）（衆議院送付）

五七、 二、 一二 内閣提出

四、 二 衆可決

四、 二三 参可決

要旨

本案は、行政の簡素化及びアルコール専売事業の効率化を図り、かつ、将来の石油代替エネルギーの一つとしてアルコールの開発・利用を推進することが必要とされている事情にかんがみ、アルコール専売事業の製造部門を昭和五十七年十月一日に新エネルギー総合開発機構へ移管するため、アルコール専売法等について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、アルコール専売法の一部改正

- (1) 新エネルギー総合開発機構（以下「機構」という。）にアルコールの製造を行わせること。
- (2) 政府は、毎年度開始前にアルコールの収納計画を機構に通知すること。
- (3) 機構は、アルコール製造業務を行うことに伴い、機構におけるアルコール製造業務に係る経理区分について所要の規定整備を行うこと。

二、通商産業省設置法の一部改正

アルコール製造事業の機構への移管に伴い、通商産業省基礎産業局アルコール事業部を廃止すること。

三、公共企業体等労働関係法の一部改正

アルコール専売事業を公共企業体等労働関係法の適用対象から除外すること。

四、国家公務員共済組合法の一部改正

アルコール専売共済組合を廃止し、通商産業省共済組合へ統合すること。

五、その他

国から機構への権利義務の承継等所要の規定の整備を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました三法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案は、行政の簡素化及びアルコール専売事業の効率化を図り、かつ将来の石油代替エネルギーの一つとしてアルコールの開発利用を推進することが必要とされている事情にかんがみ、アルコール専売事業の製造部門を昭和五十七年十月一日に新エネルギー総合開発機構へ移管するため、アルコール専売法等について所要の改正を行おうとするもの

であります。

委員会におきましては、行政改革と新エネルギー機構への移管、身分変更に伴う職員の処遇上の問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、村田理事より、各派共同提案によるアルコール製造事業の安定的運営等四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、中小企業者の省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設の導入を積極的に推進するため、新たにエネルギー対策保険を創設するとともに、冷夏、豪雪等の突発的事由により影響を受ける中小企業者に対しても倒産関連保証の特例を適用できるようにしようとするものであります。

また、小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、昭和四十年以来実施されている小規模企業共済制度の一部を手直しし、掛金月額の上限引き上げ、共済金受給のために必要な掛金納付月数の短縮、共済契約解除手続の簡素化等

の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、これら二法案を一括して議題とし、中小企業景気対策、中小企業倒産対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、二法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対し、野呂田理事より、各派共同提案による信用補完制度強化策など四項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）
（衆議院送付）

五七、 三、一二 内閣提出

四、 八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に行うため、全国各地の信用保証協会が行う中小企業者の債務の保証について中小企業信用保険公庫が保険を行う制度であるが、本法律案は、最近の中小企業を取り巻く経営環境が依然として厳しいことにかんがみ、信用補完の面より中小企業の資金需要に対して的確な対応を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、エネルギー対策保険の創設

- 一 中小企業者の省エネルギー施設及び石油代替エネルギー施設の導入を積極的に推進するため、新たにエネルギー対策保険を創設すること。

二、倒産関連中小企業者の範囲の拡大

冷夏、豪雪等の突発的事由により、特定の地域における特定の業種が影響を受けている場合には、当該業種に属する中小企業者に対して、さらに特定の地域において業種横断的に影響を受けている場合には、当該地域に事業所を有する中小企業者に対して、それぞれ通常の付保限度額のほかに別枠で利用できる倒産関連保証の特例が

適用できるよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大すること。

委員長報告

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）
（衆議院送付）

五七、 三、一二 内閣提出

四、 八 衆可決

四、二三 参可決

要旨

小規模企業共済制度は、小規模企業者が退職後の生活の安定あるいは事業の再建・転業に備えて相互扶助の精神に基づき、自ら資金を出し合つて共済事業を行う制度であり、小規模企業振興対策の一環として国が昭和四〇年以来実施してきたものである。本制度は法律上、経済事情の変

化に対応すべく、掛金、共済金等の額の検討を五年ごとに行うよう義務付けられているが、本法律案はこのために必要な改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、掛金月額の上限を現行の三万円から五万円に引き上げるとともに、共済金の最高限度も引き上げる。

二、共済金の受給のために必要な掛金納付月数を十二月から六月に引き下げる。

三、第一種共済契約者につき、いわゆる法人成り（個人事業が従来の事業との一体性を維持しつつ会社へ組織替えすること）等の事由が生じた場合、現行法では中小企業事業団に対し共済契約解除義務を課していたが、これを改め、かかる場合には共済契約は自動的に解除されたものとみなすこととする。

委員長報告

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案（閣法第七八号）（衆議院送付）

五七、 四、二〇 内閣提出

五、一四 衆修正

七、 九 参可決

要旨

本法律案は、海外商品取引所における先物取引の勧誘、受託等を行う業者が悪質な行為を行うことにより、最近、一般委託者において被害が多発しているという事態にかんがみ、これを防止するため、次のような措置を講じようとするものである。

一、勧誘に際し、書面により取引内容を十分説明することを義務付ける。

二、海外先物契約を締結した場合には、その内容を書面で明確にすることを義務付ける。

三、売買契約が成立したときは売買報告書の交付を義務付ける。

四、違法、不当な勧誘、受託等を禁止する。

五、業者が真に成立した売買取引の価格について立証しない限り、顧客に有利な価格で売買取引が成立したものと推定することにより、私法上の救済を図る。

六、業務停止命令、罰則等により、以上の規制の実効性を担保する。

なお、本法律案については、衆議院において、海外先物契約の定義等に関し、修正が行われた。

委員長報告

深海底鉱業暫定措置法案の委員長報告参照

深海底鉱業暫定措置法案（衆第二七号）（衆議院提出）

五七、 五、一四 衆商工委員長提出

五、一四 衆可決

七、九 参可決

要旨

本法律案は、新たな海洋秩序への移行その他深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応して深海底鉱物

資源を合理的に開発するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定めるものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、深海底鉱業を行おうとする者は、探査又は採鉱を行う区域を定めて通商産業大臣の許可を受けなければならない。

二、通商産業大臣は、深海底鉱業についてこの法律と著しく異なる規制をしない国で、その国民等が開発事業を行っている国を深海底鉱業国として指定し、我が国の深海底鉱業を行おうとする者の申請している区域が、深海底鉱業国の事業を行おうとする者の申請する区域と重複するときは、当該申請者に対し一定事項を通知しなければならない。

三、前項の通知をうけたときは、その重複する部分を解消するため、申請人は申請の変更を行うことができるほか、通商産業大臣は必要な措置をとるべきことの勧告、区域の変更申請を命ずることができる。

四、深海底鉱業者は、一、の許可を受けた日から原則として六月以内にその事業に着手しなければならないほか、通商産業大臣の認可をうけた施業案によらないで事業を

行つてはならない。

五、日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う鉱害で他人に損害を与えたときは、損害発生時における深海底鉱業者がその損害の賠償責任を負うほか、深海底鉱業の保安確保のため鉱山保安法の規定を準用する。

なお、本法律のいかなる規定も深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、公海の自由を行使する他国の利益を害するものではない旨の規定を設けている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案二件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、深海底鉱業暫定措置法案は、新たな海洋秩序への移行その他深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応して、深海底鉱物資源を合理的に開発するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定めるものであって、衆議院商工委員会提出に係るものであります。

委員会におきましては、質疑、討論なく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する取引が増加している現状にかんがみ、当該先物取引の受託等を公正にし、その委託者が受けることのある損害を防止するため、海外商品取引業者に所要の書面の交付を義務づけるとともに、その先物取引に係る売り付けまたは買い付けに際し、所定の要件に該当するときは、売り付けまたは買い付けが一定の価格で成立したものと推定することとする等の内容を定めるものであります。なお、衆議院において海外先物契約の定義を改めるなどの修正が行われております。

委員会におきましては、商品取引所法第八条の解釈変更に伴って生ずる問題や政府の商品取引政策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入ったところ、日本共産党市川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、野呂田理事より、一般委託者に対し本法の立法趣旨を周知徹底すべきこと等五項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の

決議とすることに決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案(四件)

番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考
73	道路運送車両法の一部を改正する法律案		三二四	受領 四二〇	付託 五二二 議決 八三三 議決 八四四	付託 三二六 議決 四二四 議決 四二〇	五七、五一二 本会議で趣旨説明聴取
71	船員災害防止協会等に関する法律の一部を改正する法律案 右により「船員災害防止協会等に関する法律」の題名を「船員災害防止活動の促進に関する法律」に改正		三二九	受領 四一八	(予) 三二九 可決 四三三 可決 四三三	三二九 可決 四二二 可決 四一八	
70	船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律案		三二九	受領 四一八	(予) 三二九 可決 四三三 可決 四三三	三二九 可決 四二二 可決 四一八	
51	旅行業法の一部を改正する法律案		五七三九	受領 五七、三二六	(予) 五七、三二九 可決 五七、四一五 可決 五七、四一六	五七、三二九 可決 五七、三三三 可決 五七、三二六	